

注意事項（令和元年7月22日現在）

利用申請をされる場合には以下のことにご注意ください。ご不明な点はお問い合わせください。

（1）営利（利益を得るための活動）を目的とする場合

- ① 直接的又は間接的に特定の個人、団体又は法人等の利益を得るための活動又は商業宣伝には利用できません。

＜利用できない例＞

- ・ 営利を目的とした物品等の展示、紹介、説明会等
- ・ 財産の買い上げにつながる相談、査定
- ・ 営利を目的とした教室、学習会等

- ② 営利又は商業宣伝を目的とする法人等でも、目的が社内研修や会議、入社式等の内部的活動には利用できる場合がありますが、使用料が「基本使用料（A）」欄の額の3倍となります。

* 研修や会議などを行う場合、その内容が分かるもの（計画書など）を提出していただくことがありますので、ご了承ください。

- ③ 多目的ホールの利用において、（1）－②の規定は本番のみ適用します。本番とは、開演時間から終演時間までとなります。

（2）営利目的以外で入場料等を徴収する場合

- ① 入場料、会費、寄付金、賛助料等の名目のいかんを問わず、直接又は間接に入場者から入場、参加の対価として、500円を超える金額を徴収する場合は、「基本使用料（A）」欄の額の2倍となります。

- ② 多目的ホールの利用において、（2）－①の規定は本番のみ適用します。本番とは、開演時間から終演時間までとなります。

（3）冷暖房料金

冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間となります。

（4）利用時間

利用時間は、利用する部屋の準備や後片付けに要する時間も含まれます。

（5）政治的又は宗教的活動

特定の政党又は政派を支持し、宣伝活動等をおこなうことはできません。
宗教団体が一般住民に呼びかけ、宗教活動をおこなうことはできません。